

平成28年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊浦老人福祉センター
所在地	下関市豊浦町大字川棚4892番地1
指定管理者	名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 兼田 一郎
	住所 下関市貴船町三丁目4番1号
モニタリングの 実施方針・方法等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	豊浦総合支所市民生活課
	TEL : 083 - 772 - 4020
	E-mail : tukenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、老人福祉法に定められた高齢者福祉に関する様々な事業を展開し、地域福祉の拠点となることです。このため、当該施設では、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に対応し、並びに老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションについて総合的にサービスを提供しています。

管理運営に際しては、市の条例及び規則を遵守しながら、地域に根ざした活動に積極的に参加し、長期的な視野に立った管理運営を行っています。入浴施設については、法令を遵守し適切に管理運営がされていますが、利用者数は前年度比5.6%減の延べ17,114人となりました。原因として回数券利用の常連客の減少が考えられます。これに伴い月当たりの入浴利用者数1,426人となり、平成28年度の目標値である1,500人に若干届かない結果となりました。よって、平成29年度においては、更なる宣伝・広報活動に努め、目標値の達成を求めます。指定管理者の自主事業として行われた「介護予防支援通所サービス」及び「ふれあいデイサービス」については、延べ1,143人が利用し、登録者数に対する出席率が91%と高かったことから、地域の高齢福祉の拠点として、安定したサービスの提供が行われたと考えます。

収支決算については、消耗品費の節約並びに灯油の使用量の減少及び価格の下落等により180,515円の黒字となりました。協定内容に即した適正な事業の実施及び施設の管理が実施されており、総合的に判断して良好と評価します。

今後の業務改善に向けた考え方

・高齢者等の市民が気軽に訪れて、入浴や休憩、各種相談等を行うことができる地域の交流の場としての役割を果たすため、これまでの経験及び実績並びに社会福祉協議会のノウハウをもとに、今後、管理運営の更なる効率化及び適正化を図り、より安全で安心な施設を目指していくことを求めます。

・住民との交流、地域活動への協力、施設的环境改善及び自主事業内容の向上等に継続的に取り組むことにより、新規利用者の確保にも積極的に努めていくよう求めます。

・A棟に関しては、昭和60年開設から32年経過し、施設が老朽化しており、施設の維持管理には細心の注意が必要です。多額の修繕工事を回避するための日常点検及びこまめな補修を求めます。簡易な修繕は、協定書に定められた範囲で指定管理者が行い、それ以外は市が行います。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

老人福祉センターは、老人福祉法に位置づけられた、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。下関市豊浦老人福祉センターは、同法の趣旨等に定められた実施方針に基づき、適切に運営されていました。また、施設運営や利用者への対応について、利用者が公平・平等に利用できるよう定められた規定に基づき運営されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

高齢者福祉の増進のために、施設運営に関する業務、相談業務及び自主事業を事業計画ののっとり適切に実施していました。施設内に意見箱を設け利用者からの声を常に聞き入れ、より良い運営につなげていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

職員の勤務体制や開館時間を遵守し、適切に運営されていました。施設の維持管理についても計画通り実施されていました。また、利用者から出た意見・要望等についても、迅速かつ前向きに捉え、検討し、市へも連絡がありました。また、業務日誌の引継ぎを徹底し、日常サービスの向上に努めていました。職員の採用時研修、継続研修及び普通救命救急研修を実施し、資質の向上を図っていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

貸室使用料等の利用料金等の収入及び施設管理費等の支出について適正に処理されていました。施設の利用に関する許可申請書及び保守点検等に関する報告書類も整理保管されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

施設の保守点検及び修繕並びに温泉水の検査を適切に実施していました。施設等の不具合について、適宜市へ報告が行われています。6月には緊急時の対応の再確認、11月には職員に対し消火器の取扱等消防訓練を実施しました。施設賠償責任保険への加入も行なわれていました。受付ロビーに自動血圧計を設置し、入浴前後の健康管理に留意するよう呼びかけていました。介護予防支援通所事業・ふれあいデイサービスでは、看護職員を配置し、利用者の健康状態の把握に努め、急変時の対応に当たっていました。入浴施設での緊急時に際しては、館内職員が連携し、迅速な対応が行なわれました。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯及び冷暖房温度の省エネ設定について、徹底して実行されていました。また、再生紙の活用が実施されていました。

事業収支

経済性

当初計画の範囲内において適正に執行されました。消耗品費の削減並びに灯油使用量の減少及び灯油価格の下落等から180,515円の黒字決算となりました。

平成29年度は、電力自由化に伴う電力供給業者の検討をするとともに、検討結果の報告をお願いします。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表の分析及び口頭での確認等を行なった結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はなく、経営状態は健全と判断しました。

平成29年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊浦老人福祉センター
所在地	下関市豊浦町大字川棚4892番地1
指定管理者	名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 波佐間 清
	住所 下関市貴船町三丁目4番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊浦総合支所市民生活課
	TEL : 083 - 772 - 4020
	E-mail : tukenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

目標値の達成度

指標：一月当たりの入浴施設利用者数 (単位：人)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計
目標値	1,500	1,500	1,500			
平均実績値	1,426	1,327				
差	74	173				

指定管理者制度導入2年度目に当たる29年度も、実績値が目標値に達していません。さらに、前年度より実績値が減少しております。このことから、各年度での目標を確実に達成することが指定期間中の目標の確実な達成につながるものと考えますので、30年度は、利用者にとってより魅力あるサービスメニューの開発や、広報などを積極的に実施し、提供するサービスの質を向上させることにより、一層の利用者の獲得に努めることを求めます。

モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、老人福祉法に定められた高齢者福祉に関する様々な事業を展開し、地域福祉の拠点となることです。管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的の達成に努めながら、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上を果たしています。利用者数は減少しておりますが、施設の維持管理、相談業務及び自主事業の実施も適切に行われており、総合的に判断し良好と評価します。

業務内容については、条例規則を遵守し、適切に行われています。地元のイベントにも協力し、地域に根ざした活動に積極的に参加し、長期的な視野に立った管理運営を行っています。よって、平成30年度においては、更なる宣伝・広報活動に努め、利用者の維持増加を図り、目標値の達成を求めます。

収支については、指定管理者による経営努力の結果、昨年度と同程度で適正な範囲で執行されています。引き続き、経営努力と利用者の維持増加を図ることを期待します。

今後の業務改善に向けた考え方

本年度以降も、本施設の設置目的を達成するため、業務のさらなる向上充実を図り、利用者が安心して利用できる安全な環境づくりを求めます。

ソフト面では、安全面の向上（入浴施設利用に係る衛生及び健康面並びに防災体制の強化）及び年間を通じて利用者の増加を求めます。また、地域に根ざした施設として、イベントの協力や近隣住民との良好な関係の維持に努めることを求めます。

ハード面では、開設から33年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいことから、維持管理には細心の注意が必要です。多額の修繕工事を回避するため、日常点検及びこまめな補修により良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

施設の安全・維持管理等、施設の設置目的に沿った実施方針に基づき適切に運営されていました。施設運営や利用者への対応については、地域住民が公平・平等に利用できるよう努力されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

公衆浴場法をはじめとする関連法令に則り、業務が適切に実施されていました。施設利用の許可等について要望等に適切に対処し苦情・問題は特にない状況でした。施設内に意見箱を設け利用者からの声を常に聞き入れ、より良い運営につなげていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して適切に管理されていました。また、利用者及び従事者の安全確保を目的として救急措置を習得し、緊急対応、防犯、防災等を目的として職員による声掛けや見回りを実施するなど、施設運営の向上に努めていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

入浴施設使用料及び貸室使用料金の収入及び施設管理費等の支出について適正に処理されていました。施設の利用に関する許可申請書及び保守点検等に関する報告書類も整理保管されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するため施設の保守点検及び修繕並びに温泉水の検査を適切に実施されており、施設等の不具合について、適宜市へ報告が行われています。また、入浴施設での緊急時に際しては、館内職員が連携し、迅速かつ適切な対応が取られています。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯及び冷暖房温度の省エネ設定について、徹底して実行していました。また、再生紙の活用を行っていました。

経済性

当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても、経営努力により、収支均衡となるレベルとなりました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表の分析及び口頭での確認等を行なった結果、財務状況については、特に大きな課題や問題はなく、安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

平成30年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊浦老人福祉センター
所在地	下関市豊浦町大字川棚4892番地1
指定管理者	名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 波佐間 清
	住所 下関市貴船町三丁目4番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊浦総合支所市民生活課
	TEL : 083 - 772 - 4020
	E-mail : tukenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標: 一月当たりの入浴施設利用者数 (単位: 人)

	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	合計
目標値	1,500	1,500	1,500	1,500		
実績値	1,426	1,327	1,231			
差	△ 74	△ 173	△ 269			

平成30年度も実績値が目標値に達しておらず、年々実績値が減少しています。原因として常連客の高齢化による減少が考えられ、目標の達成には新規利用者の獲得が不可欠です。利用者にとってより魅力あるサービスメニューの開発や、広報などの更なる強化に努め、利用対象者である高齢者の需要を汲み取ることで、新規利用者の獲得に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、老人福祉法に定められた高齢者福祉に関する様々な事業を展開し、地域福祉の拠点となることです。管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的の達成に努めながら、施設の維持管理、相談業務及び自主事業の実施も適切に行われており、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上を果たしています。

収支については、指定管理者による経営努力の結果、適正な範囲で執行されています。利用者数の維持増加が課題となりますが、総合的に判断し良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

入浴施設利用に係る衛生及び健康面並びに防災体制の強化等の安全面の配慮の他、利用者の意見や要望も取り入れた施設的环境改善や自主事業内容の向上に努めていくことを求めます。

地域に根ざした施設として、地域イベントへの協力や近隣住民との良好な関係の維持に努めることを求めます。

昭和60年開設から34年が経過し、施設及び設備の老朽化が各所でみられることから、維持管理には細心の注意が必要です。多額の修繕工事を回避するため、日常点検及びこまめな補修により良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

施設の安全・維持管理等、施設の設置目的に沿った実施方針に合致した運営が行われていました。施設運営や利用者への対応については、地域住民が公平・平等に利用できるよう実施されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

高齢者福祉の増進のために、相談業務及び自主事業を事業計画に沿って適切に実施していました。施設内に意見箱を設け利用者からの声を常に聞き入れ、より良い運営につなげていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して管理されていました。職員による声掛けや見回りの実施の他、利用者から出た意見・要望等についても、適切かつ迅速な対応を行い、市への連絡及び職員同士の情報共有を行うことでサービスの向上に努めていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

入浴施設使用料及び貸室使用料金の収入及び施設管理費等の支出について適正に処理されていました。施設の利用に関する許可申請書及び保守点検等に関する報告書類も整理保管されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するため施設の保守点検及び修繕並びに温泉水の検査を適切に実施されており、施設等の不具合について、適宜市へ報告が行われています。また、設備の異常や利用者の体調不良など緊急時に際しては、職員が連携し、迅速かつ適切な対応が取られていました。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯及び冷暖房温度の省エネ設定について、徹底して実行していました。また、再生紙の活用を行っていました。

事業収支

経済性

当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても、経営努力により、収支均衡となるレベルとなりました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表の分析及び口頭での確認等を行なった結果、財務状況については大きな課題や問題はなく、安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊浦老人福祉センター
所在地	下関市豊浦町大字川棚 4 8 9 2 番地 1
指定管理者	団体名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 波佐間 清
	団体所在地 下関市貴船町三丁目 4 番 1 号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊浦総合支所市民生活課
	TEL : 083 - 772 - 4020
	E-mail : tukenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：一月あたりの入浴施設利用者数 (単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※	令和2年度
目標値	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
実績値	1,426	1,327	1,231	924	-
差	△ 74	△ 173	△ 269	△ 576	-

※ 新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年3月5日から3月31日まで休館。

指定管理者制度導入4年度目に当たる令和元年度も実績値が目標値に達しておらず、大きく実績値が減少しています。

原因として常連客の高齢化による利用の減少に加え、新型コロナウイルス感染症対策により3月5日から3月31日までは休館した影響があります。利用者数の維持増加は課題ではありますが、主な施設利用者が高齢者であること、今でも新型コロナウイルス感染症の懸念が払拭されていない社会情勢等を鑑み、令和2年度の施設の運営に関しては、利用者の安全対策を優先しつつ、バランスが取れた経営努力を求めます。

■ モニタリングの総合コメント

本施設の設置目的は、老人福祉法に定められた高齢者福祉に関する様々な事業を展開し、地域福祉の拠点となることです。管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的の達成に努めながら、施設の維持管理、相談業務及び自主事業の実施も適切に行われており、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上を果たしています。

収支については、指定管理者による経営努力の結果、適正な範囲で執行されています。利用者数の維持増加が課題となりますが、総合的に判断し良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

新型コロナウイルス感染症対策及び入浴施設利用に係る衛生面等を重視し、利用者が安心して利用できる安全な環境作りを求めます。

事業面では聞き取った利用者の意見も参考にし、施設の利便性や自主事業内容の向上に努めていくことを求めます。

施設及び設備面では、昭和60年の開設から35年が経過し、老朽化が各所でみられることから、維持管理には細心の注意を払い、日常点検により良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

施設の安全・維持管理等、施設の設置目的に沿った実施方針に合致した運営が行われていました。施設運営や利用者への対応については、地域住民が公平・平等に利用できるよう実施されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

高齢者福祉の増進のために、相談業務及び自主事業を事業計画に沿って適切に実施していました。施設内に意見箱を設け利用者からの声を常に聞き入れ、より良い運営につなげていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して管理されていました。職員による声掛けや見回りの実施の他、利用者から出た意見・要望等についても、適切かつ迅速な対応を行い、市への連絡及び職員同士の情報共有を行うことでサービスの向上に努めていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

入浴施設使用料及び貸室使用料金の収入及び施設管理費等の支出について適正に処理されていました。施設の利用に関する許可申請書及び保守点検等に関する報告書類も整理保管されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するため施設の保守点検及び修繕並びに温泉水の検査を適切に実施されており、施設等の不具合について、適宜市へ報告が行われています。新型コロナウイルス感染症対策に関しては、行政の指導に素早く対応をしており、安全対策を優先した施設管理を心掛けていると認められます。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯及び冷暖房温度の省エネ設定について、徹底して実行していました。また、再生紙の活用を行っていました。

事業収支

経済性

当初計画の範囲内において適正に執行していました。収支についても、経営努力により、収支均衡となるレベルとなりました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表の分析及び口頭での確認等を行った結果、財務状況については大きな課題や問題はなく、安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策による休館措置等の影響が懸念されることから、今後の社会情勢を注視し、状況に応じた対応を検討する必要があります。

令和2年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市豊浦老人福祉センター
所在地	下関市豊浦町大字川棚4892番地1
指定管理者	団体名称 社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 波佐間 清
	団体所在地 下関市貴船町三丁目4番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊浦総合支所市民生活課
	TEL : 083 - 772 - 4020
	E-mail : tuenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度						
□指標：一月あたりの入浴施設利用者数						(単位：人)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度※	令和2年度※	合計
目標値	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
実績値	1,426	1,327	1,231	924	463	5,371
差	△ 74	△ 173	△ 269	△ 576	△ 1,037	△ 2,129
<p>※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月5日から令和2年6月1日まで休館。</p> <p>※ 保健所の指導のため、令和2年6月18日から8月18日まで入浴施設の営業中止。</p> <p>指定管理者制度導入最終年度に当たる令和2年度は実績値が目標値に大きく達しておらず、実績値は前年度比でも半減しています。</p> <p>原因として、新型コロナウイルス感染症対策により施設が一時休館したことや、施設の温泉水引き込み口からレジオネラ菌が検出（施設内では未検出）されたことに伴い、保健所からの指導により入浴施設の営業を一時停止したこと、それらに伴う利用者離れが起こったこと等があげられます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の懸念が払拭されていない社会情勢に加え、施設利用者が主に高齢者であることを鑑み、利用者の安全対策を例年以上に重視した施設運営となりました。</p>						
■ モニタリングの総合コメント						
<p>本施設の設置目的は、老人福祉法に定められた高齢者福祉に関する様々な事業を展開し、地域福祉の拠点となることです。管理運営業務の実施状況については、施設の設置目的の達成に努めながら、施設の維持管理、相談業務及び自主事業の実施も適切に行われており、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上を果たしています。</p> <p>収支については、今年度は損失が発生していますが、新型コロナウイルス感染症対策の理由による一時営業停止等のマイナス要因の多い中、指定管理者による経営努力により、対応可能な範囲で適正に執行されたと評価します。</p>						

■ 今後の業務改善に向けた考え方
<p>令和2年度末をもって指定期間を終了しました。</p> <p>また、下関市豊浦老人福祉センターは、施設及び設備面で老朽化が各所にみられること、主となる温泉入浴事業が近隣の民間施設と競合すること等の理由により、同施設は所期の役割を終えたものとして、令和3年3月31日をもって施設を用途廃止いたしました。</p>

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

施設の安全・維持管理等、施設の設置目的に沿った実施方針に合致した運営が行われていました。施設運営や利用者への対応については、大きなクレームもなく、地域住民が公平・平等に利用できるよう実施されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

高齢者福祉の増進のために、相談業務及び自主事業を事業計画に沿って適切に実施していました。施設内に意見箱を設け利用者からの声を常に聞き入れ、より良い運営につなげていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な人員配置や管理体制の維持に努め、関係条例、規則等を遵守して管理されていました。職員による声掛けや見回りの実施の他、利用者が体調不良となるなどの緊急時や、利用者から出た意見・要望等についても、適切かつ迅速な対応を行い、市への連絡及び職員同士の情報共有を行うことでサービスの向上に努めていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

入浴施設使用料及び貸室使用料金の収入及び施設管理費等の支出について適正に処理されていました。施設の利用に関する許可申請書及び保守点検等に関する報告書類も整理保管されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するため施設の保守点検及び修繕並びに温泉水の検査を適切に実施されており、施設等の不具合について、適宜市へ報告が行われています。新型コロナウイルス感染症対策及びレジオネラ症予防対策に関しては、行政の指導に素早く対応しており、安全対策を優先した施設管理を心掛けてしていると認められます。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯及び冷暖房温度の省エネ設定について、徹底して実行していました。また、再生紙の活用を行っていました。

事業収支

経済性

提出された財務諸表等を分析した結果、収支については損失が発生しており、望ましい結果ではありませんが、一時期の入浴施設の営業中断や、県外利用者の利用制限などが課された影響もあるなか、適正に執行されていたものと判断します。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表の分析及び口頭での確認等を行った結果、財務状況については不振が見られました。しかし、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の影響を始めとする理由による、一時営業停止等の行政指導もあり、やむを得ないものであったと認められます。